**農地法第4条第1項第7号の規定による転用**

I .前提条件

所有者と転用者が同一人であること。

申請農地が市街化区域内であること。

Ⅱ.提出書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

□1　 農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書（様式第４号の１）

□２　 転用事由の詳細説明書

　　　　・建築物がある場合（参考様式B1）

　　　　・資材置場、駐車場等の建築物が無い場合（参考様式Ｂ２）

□３　 農地の転用届出に係る協議書

□４　 隣地者承諾書（参考様式Ｄ）

※関係者への同意については、土地利用計画図などを示して詳しく説明した後に、署名または記名押印を求めること。この時、先方に十分な検討時間を持っていただき、拙速に署名等を求めないこと。

※申請地に隣接する農地が無い場合、隣接する農地全ての所有者、耕作者が申請者の場合、提出は不要です。

□５　 土地改良区意見書

□6　 申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書）

□7　 法務局備え付けの公図の写し

□8　 申請農地の位置図（S=1:10,000またはS=1:2,500程度）

□9　 隣接地関係図

□１０　土地利用計画図（S=1:100または S=1:500程度）

□11　施設の平面図・縦横断図・構造図等

□12　その他、必要と認められる書類

□1３　申請者以外の方が手続きを代行される場合には「委任状」

※届出の場合には、申請者が法人でも法人関係書類の提出は不要